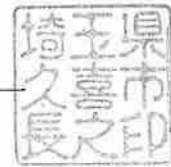


久喜市告示第 320 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

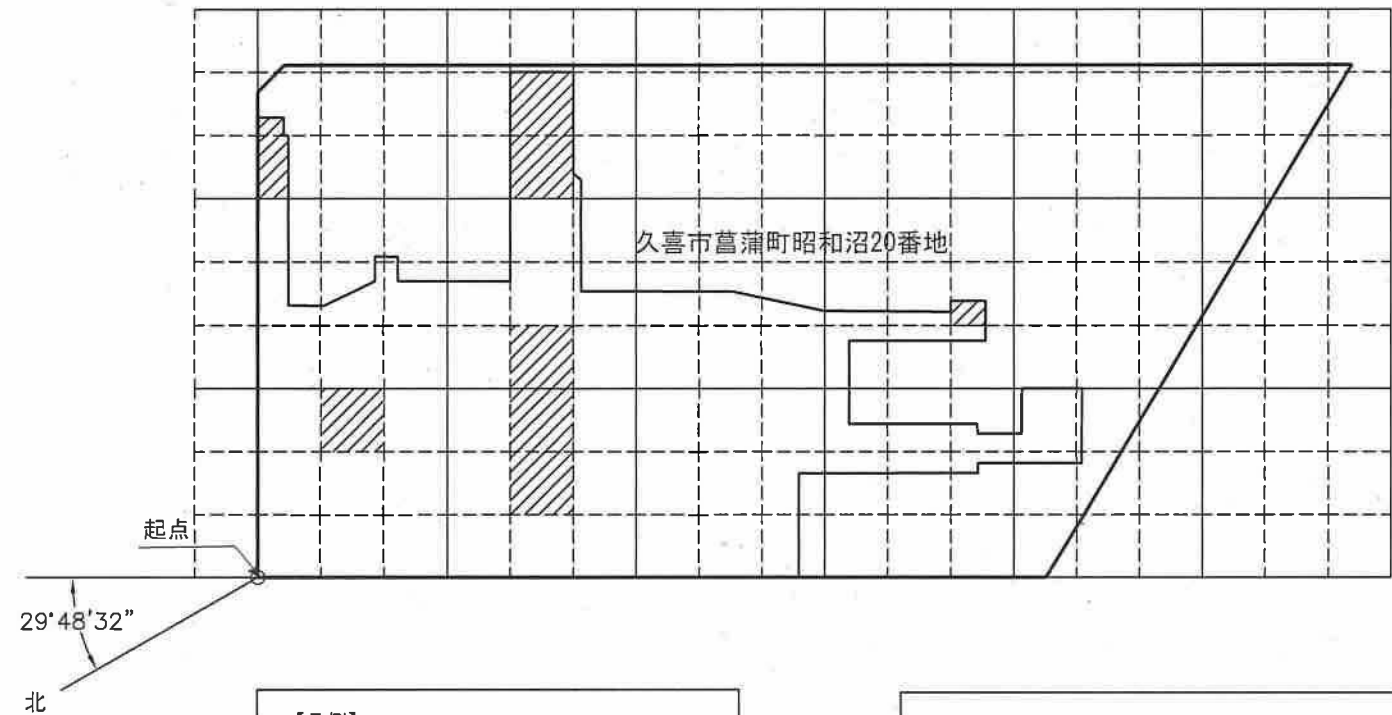
令和5年7月11日

久喜市長 梅田修



- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼20番の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項
の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別 図



- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 調査対象地 (改変範囲)
 - : 筆境界
 - : 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、久喜市菑蒲町昭和沼20番地の最北端を
 起点とする。

【格子の回転角度 (29度48分32秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに
 これらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、
 起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。